

組 対 第 1 2 5 号
平成30年5月2日

各 所 属 長 殿

刑 事 部 長

汚染土壌処理業からの暴力団排除の推進について

土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成29年法律第33号）により改正された土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）において、汚染土壌処理業の許可における欠格要件に暴力団排除条項が整備され、平成30年4月1日に施行されたことから、各所属においては、下記事項に留意し、汚染土壌処理業からの暴力団排除の推進に努められたい。

記

1 排除対象者

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（法第22条第3項第2号ハ）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が暴力団員等に該当するもの（法第22条第3項第2号ニ）
- (3) 法人でその役員又は土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第269号）により改正された土壌汚染対策法施行令（平成14年政令第336号。以下「令」という。）第6条で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（法第22条第3項第2号ホ）
- (4) 個人で令第6条で定める使用人のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（法第22条第3項第2号ヘ）
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配する者（法第22条第3項第2号ト）

2 本県警察における対応

(1) 照会に対する回答

汚染土壌処理業の許可を申請した者又は汚染土壌処理業者が、1の排除対象者に該当するか否か確認する必要がある場合は、青森県及び中核市の指定を受けている青森市と八戸市の土壌環境行政を担当する課の長（以下「土壌環境行政担当課長」という。）から青森県警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し照会が行われることから、照会を受けた組織犯罪

対策課長は、「暴力団排除等のための部外への情報提供について」（平成26年3月3日付け青警本組対第1483号）に基づき、適切に対応すること。

なお、文書により回答する場合には、別記様式第1号「回答書」を使用すること。

(2) 通知

組織犯罪対策課長は、2(1)による照会以外で、汚染土壌処理業者が1の排除対象者に該当すると認められる事実を確認した場合、当該事実が確認された区域を管轄する土壌環境行政担当課長に対し、通知を行うこと。

また、文書により通知を行う場合には、別記様式第2号「通知書」を使用すること。

3 保護対策

青森県、青森市及び八戸市の土壌環境行政を担当する課の職員等関係者に対する危害が予想される場合には、有事の際の対応要領等について、積極的に助言、指導を行うとともに、保護対策の必要性についても慎重に検討し、適切な措置を講じること。

4 その他

本件に関する質疑は、組織犯罪対策課に行うこと。

担当 組織犯罪対策課
暴力団対策係

別記様式第1号

【機密性2（中）情報】（複製禁止）

文 書 番 号
年 月 日

○ ○ 長 殿

青森県警察本部
刑事部組織犯罪対策課長

回 答 書

汚染土壌処理業の許可に関して、照会書（平成○年○月○日付け第○号）で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

- 1 名称又は氏名
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者（個人の場合は不要）
- 4 照会に係る調査結果
 - ・ 該当する事由があると認められる。
 - ・ 該当する事由があると認められない。
- 5 その他

別記様式第2号

【機密性2（中）情報】（複製禁止）

文 書 番 号

年 月 日

○ ○ 長 殿

青森県警察本部
刑事部組織犯罪対策課長

通 知 書

汚染土壌処理業の許可に関して、下記の者が排除対象者と認める事実を確認したことから通知します。

記

- 1 名称又は氏名
- 2 所在地（個人の場合は住所）
- 3 代表者（個人の場合は不要）
- 4 その他